省　令

○農林水産省令第七十一号

関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号）の施行に伴い、及び経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第十一項の規定に基づき、経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十二日

農林水産大臣　吉川　貴盛

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（関税割当申請書）	（関税割当申請書）
第一条　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（以下「令」という。）第二条第一項及び第二項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとし、その提出部数は二通とする。	**第一条**　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（以下「令」という。）第一条第一項及び第二項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとし、その提出部数は二通とする。
（関税割当証明書）	（関税割当証明書）
第二条　令第二条第七項の関税割当証明書の様式は、別記様式第二によるものとする。	**第二条**　令第一条第七項の関税割当証明書の様式は、別記様式第二によるものとする。
（関税割当証明書の分割）	（関税割当証明書の分割）
第三条　令第二条第五項及び第六項の規定により割当てを受けた者がその割当数量（この条の規定により分割された割当数量を含む。）を分割し、その分割した数量に応じて関税割当証明書（この条の規定により分割された関税割当証明書を含む。以下同じ。）の分割を申請しようとするときは、別記様式第三による関税割当証明書分割申請書二通に当該関税割当証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。	**第三条**　令第一条第五項及び第六項の規定により割当てを受けた者がその割当数量（この条の規定により分割された割当数量を含む。）を分割し、その分割した数量に応じて関税割当証明書（この条の規定により分割された関税割当証明書を含む。以下同じ。）の分割を申請しようとするときは、別記様式第三による関税割当証明書分割申請書二通に当該関税割当証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。
2　（略）	2　（略）
（関税割当証明書の返納）	（関税割当証明書の返納）
第四条　令第二条第五項及び第六項の規定により割当てを受けた者は、当該割当数量又はその残存数量（割当数量から割当てに係る貨物の輸入数量を差し引いた数量をいう。）に係る貨物の輸入を希望しなくなったとき、又は関税割当証明書の有効期間の満了その他の事由により当該貨物の輸入をすることができなくなったときは、遅滞なく、当該関税割当証明書を農林水産大臣に返納しなければならない。	**第四条**　令第一条第五項及び第六項の規定により割当てを受けた者は、当該割当数量又はその残存数量（割当数量から割当てに係る貨物の輸入数量を差し引いた数量をいう。）に係る貨物の輸入を希望しなくなったとき、又は関税割当証明書の有効期間の満了その他の事由により当該貨物の輸入をすることができなくなったときは、遅滞なく、当該関税割当証明書を農林水産大臣に返納しなければならない。
（関税割当数量）	（新設）
第五条　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、平成三十年十二月三十日から平成三十一年三月三十一日までの間は五百三十トンとし、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は二千三百八十トンとする。	**第五条**　（略）
第六条　（略）	

附　則

この省令は、関税法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成三十年十二月三十日）から施行する。